

## 参照用日本語翻訳

### ソフトウェアライセンス契約書

\*\*\* ソフトウェアをインストールする前に、このソフトウェアライセンス契約書をお読みください \*\*\*

このソフトウェアライセンス契約書(「本契約」)は、お客様、エンドユーザー、及び PTC (以下に定義)のいずれかとの間で法的な拘束力を持つ契約です。この PTC ソフトウェアプログラム(「本ソフトウェア」)をインストールする前に、以下の条件をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、その他使用することにより、お客様は、次のいずれかを表明することになります。すなわち、(i) お客様が、組織を代理して(この場合、「お客様」とは、お客様及び当該組織をいいます)この契約の条件を承諾する権限を付与されていること、又は、(ii) お客様が、この契約の条件に個人的に拘束される意思があること。お客様が前記のような権限を付与されておらず、又は個人的に拘束される意思を有しない場合、PTC は、本ソフトウェアの使用を許諾することを望まず、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、又は使用することは、カナダ著作権法、合衆国著作権法、国際著作権法、及び国際著作権条約に違反します。お客様が、代理して行動する権限を付与された組織のために、これらの条件を承諾した場合、お客様は、当該組織のためにのみ本ソフトウェアを使用するものとします。お客様が個人的に拘束される意思を有する場合、本ソフトウェアの使用は、お客様の使用に限定されます。この契約の条件に同意しない場合は、本ソフトウェア及び付属のエンドユーザー文書(「本件文書」)をインストールしたり、コピーしたり、その他使用しないでください。「ライセンス契約の条件に同意しません」のボタンを選択した場合は、インストール処理は続行しません。

#### 1. 定義

##### 1.1. アクティベーション

「アクティベーション」とは、本ソフトウェアが PTC と通信し PTC MKS Toolkit オンライン Activation Server から 1 ライセンス以上のライセンスを消費することをいう。逆の概念となる「ディアクティベーション」とは、本ソフトウェアが PTC と通信し PTC MKS Toolkit オンライン Activation Server から 1 ライセンス以上のライセンスを切り離すことをいう。

##### 1.2. エージェント

「エージェント」とは、個人によって能動的に管理されずに動作するソフトウェアプログラムをいい、バッチジョブ、サービス、無人バックアップ、及び認証されていない 1 人または複数の個人に代わって動作するプログラムを含むが、Web サーバーに限定されない。

##### 1.3. 認証ユーザー

「認証ユーザー」とは、直接又は間接に、Microsoft Windows Server 統合サインオン・サービスを使用し、又は Microsoft Windows Active Directory™サービス又は一つのコンピューターシステムにおけるローカルの Security Access Manager (SAM)のデータベースから資格情報を受け取る個人又は代理プログラムをいう。

##### 1.4. クライアントアプリケーション

「クライアントアプリケーション」とは、次に掲げる 1 つ又は複数のお客様のバイナリープログラムをいう。すなわち、1 つの製品名を共有し、SDK に移植された 1 つのアプリケーションからなり、COE がランタイムで動作することを必要とするプログラムである。

##### 1.5. コンピューターシステム

「コンピューターシステム」とは、1 つ又は複数の CPU 及び 1 つのオペレーティング・システムを搭載したあらゆる種類の単一コンピューターをいい、以下を含むが、これらに限定されない。(i) デスクトップパソコン、(ii) ノートパソコン、(iii) サーバー、(iv) 仮想マシン、(v) クラスタ化された状態で、ノードとして動作するコンピューター、(iii) ホットスタンバイ、ウォームスタンバイ又はコールドスタンバイにおいて、本ソフトウェアがインストールされている各コンピューターシステムにつき 1 つのライセンスが必要なコンピューター。

##### 1.6. 同時認証ユーザーライセンス

「同時認証ユーザーライセンス」とは、一日のうちでさまざまな時間(アイドルタイプアウトになる)において別々の認証ユーザーが使用できるライセンスをいう。ただし、如何なる場合においても 1 人以上の認証ユーザーが同時に使用すること、又は同じ認証で 1 つ以上のコンピューターシステムにおいて同時に使用することを行ってはならない。アクティベーションは、使用可能な同時認証ユーザーライセンスが存在する、単一のコ

ンピューターシステムにおいて、本ソフトウェアが実行されることで 1 つ以上の「同時認証ユーザーライセンス」が使用される。

##### 1.7. CPU

「CPU」とは、マルチコア又はハイパースレッディングのような 1 つの集積回路又はソケット内に組み込まれた多重レジスタセットを有することのある物理的な中央演算処理装置をいう。仮想マシンを動作させるときに、仮想マシンにとって利用可能なホスト・コンピューターシステム内の各 CPU は、かかる仮想マシン上の別の CPU とみなされるものとする。

##### 1.8. インストール

「インストール」又は「インストール」とは、本ソフトウェアを、コンピューターシステムのメモリー、ハードドライブ、若しくはデバイスに、複写、ダウンロード、若しくは移行すること、又は本ソフトウェアを、コンピューターシステムにおいて使用可能な状態にすることをいう。

##### 1.9. デモンストレーションライセンス期間

「デモンストレーションライセンス期間」とは、貴社の社内的なデモンストレーション及び評価の目的のためにのみ、本ソフトウェアを単一コンピューターシステムにインストールした日から、PTC により書面でお客様に連絡した 7 日又は 30 日(又は PTC が書面で同意した他の期間)で有効期限が切れる期間をいう。爾後、本ソフトウェアは動作不能となる。

##### 1.10. 指名認証ユーザーライセンス

「指名認証ユーザーライセンス」とは、1 人の認証ユーザーのための一つのライセンスをいう。当該指名認証ユーザーライセンスは、インストールされた各コンピューターシステムにおいて特定及び集計されなければならない。

##### 1.11. PTC

「PTC」とは、PTC Inc. 又は、<https://www.ptc.com/en/documents/legal-agreements> に掲載されている PTC 関連会社リストで特定される国での購入の場合、当該 PTC 関連会社の契約事業体をいう。

##### 1.12. サーバーアプリケーション

「サーバーアプリケーション」とは、次に掲げる 1 つ又は複数のお客様のバイナリープログラムをいう。すなわち、1 つの製品名を共有し、SDK に移植された 1 つのアプリケーションからなり、SOE がランタイムで動作することを必要とするプログラムである。PTC は、特定のアプリケーションがクライアントまたはサーバーとして動作するかどうかを判断するためにすべての権利を留保するが、通常、複数の接続または複数のユーザーがアプリケーションを使用する場合、単一のユーザーまたは単一の接続は「クライアント アプリケーション」とみなされる。

##### 1.13. 本ソフトウェア

## 参照用日本語翻訳

本ソフトウェアは、以下の 1 つ又は複数からなり、お客様がどの PTC 製品のライセンスを受けるかによる(ここに規定する定義と PTC 製品名を一致させるためには、スケジュール B を参照)。

- a) Unix shell 及び Unix scripting のサポートを提供する開発者用ツール及び機能(「PTC MKS ツールキット・コマンド及びユーティリティ」)
- b) ランタイム・ソフトウェア・ファイル及びダイナミックリンク・ライブラリー 1 式。クライアント動作環境として機能するもの。(「PTC NuTCRACKER ワークステーション」又は「COE」)。
- c) ランタイム・ソフトウェア・ファイル及びダイナミックリンク・ライブラリー 1 式。サーバー動作環境として機能するもの。(「PTC NuTCRACKER サーバー動作環境」又は「SOE」)。
- d) ソフトウェア開発キット(「SDK」)。
- e) Connectivity Suite とは、コンピューターシステム間の遠隔通信を構築するためのクライアント設備及びサービス 1 式をいう。
- f) PTC X/Server とは、クライアントアプリケーションの X Window のために、グラフィックカード、ディスプレイ画面、及びキーボードやマウスのような入力機器のようなハードウェアのリソースのアクセスを取り扱う、コンピューターシステムにおいて稼働する X Window System におけるネットワークプログラムのことをいう。
- g) PTC X/Display エージェントとは、PTC NuTCRACKER にポートされているクライアント/サーバーアプリケーションのみと通信する PTC X/Server であり、かつ、COE/SOE と稼働する。
- h) Runtime Options とは、PTC MKS Toolkit Commands and Utilities、Connectivity Suite、PTC X/Server、及び PTC X/Display Agent のような COE 及び/又は SOE と一緒にインストールされる追加的なライセンスコンポーネントをいう。

### 1.14. サポート

「サポート」とは、Preferred Customer Subscription (以下「PCS」という)をいい、「メンテナンス」及び/又は「サポート」ともいう。これには、技術的な問題、ライセンス又はアクティベーションの問題及びドキュメントの問題などの PTC のテクニカルサポート担当者(PTC ライセンス管理担当者(PTC ライセンス管理担当者は除く)が提供する製品またはライセンス管理およびアクティベーションのヘルプが含まれる。

### 1.15. 仮想マシン

「仮想マシン」とは、ハードウェア・システム(異なるコンピューターシステムに見えて、自己の仮想ハードウェア及び仮想オペレーティング・システムを備えたもの)のソフトウェア実装をいう。ハイパーバイザーが仮想マシンにソケット、コア、スレッドレベルの細分性を割当てることができる場合、仮想マシン内の CPU は、ハイパーバイザーによって仮想マシンに割当てられた仮想ソケットをカウントすることによりカウントされる。すべてのハイパーバイザーが仮想マシン内の CPU ソケット、コア、スレッドの割当てを制御できるわけではない。この場合、ホストコンピューターシステムの CPU レイアウトはゲスト仮想コンピューターシステムの CPU 数を決定するために使用される。例えば、ホスト・ハードウェアにそれぞれ 4 コアの物理 CPU ソケットが 2 つある場合、各コアに 4 スレッドがあり、ゲスト仮想マシンにホスト・マシンから 2 つの CPU が割当てられる場合、2 つの異なる物理ソケットまたはコア/スレッド・プールからのものかどうかに関係なく、この CPU は 2CPU と見なされる。

### 1.16. 保証期間

「保証期間」とは、(a) 永久ソフトウェアライセンスの場合、PTC がライセンス製品を使用できるようにした日から 90 日間、(b) サブスクリプションライセンスの場合、サブスクリプションライセンスの期間をいう。

## 2. ライセンスの付与

2.1 本ソフトウェアのライセンス お客様がこの契約に含まれる条項、条件、及び制限を遵守すること、及び取得を希望する特定のソフトウェアについて適用されるライセンス料を支払うことを条件として、PTC は、お客様に対して、次に掲げる非独占的、サブライセンスできない、譲渡不能の権利及びライセンスを付与する。

2.1.1 PTC MKS Toolkit Commands and Utilities, PTC X Server, Connectivity Suite 及び SDK について、お客様の社内業務のみのために、認証ユーザーが利用のために本ソフトウェアをコンピューターシステムにインストールし、認証ユーザーによって利用すること。当該本ソフトウェアは、(a) 各認証ユーザーが本ソフトウェアをアクセスする各コンピューターシステムに対し、各認証ユーザーは 1 つのライセンスを必要とし、当該コンピューターシステムにおいて当該認証ユーザーが認証ユーザーの地位になった方法を問わない。(b) 如何なる状況においても、認証ユーザーライセンスの許諾要件を回避するために 1 人以上の者が同一の認証ユーザーアカウントを使用してはならない。(c) 1 ライセンスで複数の認証ユーザーが利用できる包括的なログインは使用してはならない。(d) いつの時点でもライセンスは一つのコンピューターシステムにしかインストールしてはならない。エージェントを採用した場合、各エージェントに対し 1 ライセンスを必要とし、また、各コンピューターシステムにおいて、エージェントを通して本ソフトウェアをアクセスする各個人に対して各々のライセンスを必要とする。

各コンピューターシステムにおいて本ソフトウェアを使用する各人の認証ユーザーに対し、各々のライセンスを購入しなかなければならない。単一の認証ユーザーが、本ソフトウェアのインストール時、及び/又はアクティベーション時に確認されたコンソール及び遠隔接続プロトコルを通して、同時に Remote Desktop Protocol (RDP) 又は Secure Shell (ssh) に接続した場合でも、一つの認証ユーザーライセンスを使用していることとみなす。

本ソフトウェアを使用できる能力のある 1 人の認証ユーザーに対し 1 つの認証ユーザーライセンスが常に割り当てられる状態になっている十分なライセンスの購入がある限り、ライセンスは、一つのコンピューターシステムから別のコンピューターシステムへの移動、又はデアクティベーション及びアクティベーションを通して永久的に本ソフトウェアの使用を中止した一つの指名認証ユーザーから別の指名認証ユーザーへの譲渡をすることができる。PTC は、同一コンピューターシステムにおけるアクティベーションの頻度によって、一つ以上のコンピューターシステムにおいてライセンスを共有していることを示唆する場合及び反復して同一コンピューターシステムにおいて指名認証ユーザーの交代が行われていると示唆する場合、ライセンス違反として、前述の機能を無効にする権利を留保する。

2.1.2 PTC NuTCRACKER ワークステーション(COE) の場合は、もっぱら貴社の社内的な業務目的のために、1 つのクライアントアプリケーションを実行する目的のためにのみ、1 つのクライアントアプリケーションに組み込まれた COE 及び許諾された Runtime Options を単一コンピューターシステムにインストールするライセンス。PTC Runtime Options が COE とともにライセンスされた場合は、それらは、もっぱらクライアントアプリケーションによる使用のためにライセンスされたのであり、クライアントアプリケーションのエンドユーザーによる単独での使用のためではない。いかなる場合も、プリバンドル MKS 製品に組み込まれた COE を、お客様の各クライアントアプリケーションの特定の COE ライセンスを購入する代わ

## 参照用日本語翻訳

りに使用してはならない。

**2.1.3 PTC NuTRACKER サーバー動作環境 (SOE) の場合は、**もっぱら貴社の社内的な業務目的のために、1 つのサーバーアプリケーションを実行する目的のためにのみ、1 つのサーバーアプリケーションに SOE 及び許諾された Runtime Options を単一のコンピューターシステムにインストールするライセンス。SOE は、CPU ごとに認証ユーザーに基づきライセンスされる。CPU が 2 つのコンピューターシステムであり単一の認証ユーザーの場合は、2 つの SOE を必要とし、CPU が 4 つのコンピューターシステムであり単一の認証ユーザーの場合は、4 つの SOE を必要とする。CPU が 4 つのコンピューターシステムが 1 つのサーバーアプリケーションを使用している 5 人の認証ユーザー (同時ユーザーまたは登録ユーザー) によって使用される場合、20 の SOE ライセンスを必要とする。PTC Runtime Options が SOE とともにライセンスされた場合は、それらは、もっぱらサーバーアプリケーションによる使用のためにライセンスされたのであり、サーバーアプリケーションのエンドユーザーによる単独での使用のためではない。いかなる場合も、プリバンドル MKS 製品に組み込まれた SOE を、お客様の各サーバーアプリケーションの特定の SOE ライセンスを購入する代わりに使用してはならない。

**2.2 使用についての自己報告** お客様は、次のことに同意する。本ソフトウェアのいずれの部分のコピーであれ、合計で 25 を超えるライセンスを受けるか、又は受けた場合、PTC は、お客様に対して、使用状況報告書 (書式は、PTC が提供する) の作成を要求することができるものとし、お客様は、これを PTC に提出することに同意する。この報告は、四半期毎であるものとし、各暦四半期の終了後 30 日以内に PTC に返送するものとする。

**2.3 デモンストレーションソフトウェアライセンス** 一定の場合においては、PTC は、貴社の社内的なデモンストレーション及び評価の目的のために、お客様に PTC MKS ツールキット・コンポーネントを供給することができる。かかる場合においては、お客様がこの契約に含まれる条項、条件、及び制限を遵守することを条件として、PTC は、お客様に対して、デモンストレーションライセンス期間中、貴社の社内的なデモンストレーション及び評価の目的のためにのみ、PTC MKS ツールキット・コンポーネントの 1 コピーを 1 台のコンピューターシステムにインストールする非独占的、サブライセンスできない、譲渡不能の権利及びライセンスを付与する。あらゆる他の使用は、禁止される。この禁止には、あらゆる種類の生産での使用を含むが、これらに限定されない。PTC MKS ツールキット・コンポーネントは、デモンストレーションライセンス期間の満了後に機能のほとんどを不能にするコードを含んでいる。お客様は、この符号をコード、阻止、回避、又は無効化しないことに同意する。

**2.4 サービスプロバイダーによる本ソフトウェア及び本件文書の使用**

第 2.1.1 条から第 2.1.3 条までに基づいて PTC により付与されたライセンスは、貴社のコンサルタント及び契約企業 (以下「サービスプロバイダー」という。) にも及ぶものとする。ただし、(i) お客様のサービスプロバイダーは、守秘義務規定に従って、この契約に定める本ソフトウェア及び本件文書の性質を守るものとする。(ii) お客様は、かかるサービスプロバイダーによる本ソフトウェア及び本件文書の使用について、補償義務を負うものとする。(iii) お客様は、第 14 条に定める損失補償規定に従って、かかるサービスプロバイダーによる本ソフトウェア及び本件文書の使用に関して、PTC に損失補償するものとする。

**2.5 一般規定** お客様は、バックアップ、長期保管、又は災害復旧の目的のためにのみ、コンピューターで解読できるフォームで、本ソフト

ウェアのコピーを 1 つ作成することができる。ただし、かかるコピーには、本ソフトウェアに含まれるすべての所有権表示を含むものとし、かかるコピーは、この契約の条件に従うものとする。お客様は、本ソフトウェアのすべての認証ユーザーにこの契約の条件を通知するものとする。お客様が複数のライセンスを購入し、PTC から本ソフトウェアのディスク、CD-ROM、又はコピーの 1 セットを受け取った場合は、お客様がライセンス料を支払った数のライセンスを実行するために必要な範囲で、本ソフトウェアをコピーし、インストールすることができる。本ソフトウェアがアップグレード版である場合は、お客様は、PTC が定めた認定製品の認定ユーザーである場合のみ、本ソフトウェアを使用する権限を付与される。この場合には、本ソフトウェア及びこの契約が、かかる認定製品に関して、認定製品及びライセンス契約に取って代わる。

**2.6 監査権** PTC が要求した場合、お客様は、本ソフトウェア及び本件文書のすべてのコピー及び所在に関し、書面の一覧表を PTC に提出するものとする。お客様は、お客様及びお客様のサービスプロバイダーによる本ソフトウェア及び本件文書の使用に関する完全かつ正確な記録 (「記録」) をつけるものとする。この記録は、お客様がこの契約の条件を遵守していることを PTC が確かめることを可能にするために十分に詳細であるものとする。PTC 又はその指定する監査人は、立入り及び守秘義務に関するお客様の相当な要求に PTC が従うことを条件として、お客様に対して 5 日前に書面で予告を行うことにより、PTC の単独の費用と経費で、相当な時間に、お客様がこの契約の条件を遵守していることを検証するために、記録を検査することができる。かかる監査は、お客様の業務を不当に妨げないものとし、お客様は、お客様の経費により、かかる監査において PTC に協力することに同意する。監査により、お客様が PTC に対してライセンス料を十分に支払っていなかったことが明らかになった場合、お客様は、かかる不足のライセンス料について、PTC の最新の価格で請求されるものとする。支払いが不足していたライセンス料が、この契約に基づいてお客様が既に支払ったライセンス料の 5% を超えた場合、お客様はまた、PTC が監査に要した相当な費用を支払うものとし、不足額に係る利息を PTC に支払わなければならない。この利息は、(i) 18%、(ii) 適用法に基づいて認められる最高利率、のいずれか少ない方に相当する利率による。

**3 ライセンス制限** PTC の供給者又はライセンサーが許可することにより、この契約で明白に規定されている場合を除き、又は適用法がかかる制限を明確に禁止する限りにおいて、お客様は、次のことを行ってはならず、他の者が行うことを許可してはならない。(i) 本ソフトウェアの変更、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他本ソフトウェアからソースコードの作成を試みることは、又は本ソフトウェア (若しくはその一部) 若しくは本件文書に基づく派生物の作成、又はそれらのコピー。この契約に基づいて明白に許可された場合、若しくはバックアップ、長期保管、又は災害復旧の目的のための場合を除く。エラー修正又は相互運用性が理由である場合を含む。(ii) 本ソフトウェア又は本件文書に付され、又は組み込まれた商標、ロゴ、著作権、その他所有権表示、凡例、シンボル、又はラベルを除去し、変更し、覆い、又は不明瞭にすること。(iii) 本ソフトウェア又は本件文書の賃貸、リース、サブライセンス、又は担保権付与。(iv) 本ソフトウェアを第三者のために又は第三者に代わって使用すること。タイムシェアリング・サービス又はサービスビューロー・オペレーションでの使用を含むが、これらに限定されない。お客様の組織外で本ソフトウェア又はそのコンポーネントを流通させる場合は (又は、お客様が個人であれば、お客様が流通させる場合)、お客様と PTC が署名した別契約の条件に基づく場合のみ、許可されるものとする。

**4 第三者ライセンス** 本ソフトウェアは、特定の第三者ソフトウェア並びに当該第三者ソフトウェアの使用について定める注意及びライセンス

## 参照用日本語翻訳

とともに提供することができるものとし、本契約に基づいて付与されるライセンスは、かかる第三者のライセンスに基づいてお客様が有することのある権利と義務を変更するものではない。ただし、この契約における担保責任の排除及び補償義務の限定に係る規定は、かかる第三者ソフトウェアのすべてに適用する。

**5 追加ライセンスによるインストール及びユーザー** 随時、お客様がライセンスを受けてインストールする本ソフトウェアのコピーの数、又はライセンスを受けた本ソフトウェアの認証ユーザー数を増やす必要がある場合は、本ソフトウェア又は本件文書のコピーを行う前に、(i) かかるライセンスを取得するために、PTC 又は PTC の正規販売店若しくは再販業者に書面で通知を行う、(ii) 適用される最新のライセンス料を支払う、の両方を行うものとする。

## 6 期間及び終了

**6.1 ライセンス期間** 本契約に基づいて付与されるライセンスの期間は、PTC の見積書または PTC が本ライセンスの購入に関連して発行するその他の文書に規定されたとおりとする。ライセンスの期間は、永久（購入可能な場合、サポートサービスを別途購入できる）、サブスクリプション（当該期間のサポートを含む期間限定のライセンスをいう）、又はデモンストレーションライセンスであり、その場合の期間は第 1.8 条で規定される。注文書にライセンス条件が指定されていない場合、既定のライセンス期間は 1 年間のサブスクリプション ライセンス期間になる。

**6.2 終了** お客様は、コンピューターシステムから本ソフトウェアのすべてのコピー及び本件文書のすべてのコピーを除去し、破壊することにより、随時、この契約を終了させることができる。PTC は、お客様が次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することにより、直ちにこの契約を終了させる権利を有するものとする。(a) この契約のライセンス制限に違反した場合。(b) この契約の第 8 条に違反した場合。(c) 支払い期日に支払いを履行しなかった場合。支払期日後に生ずる延滞違約金を含む。(d) 破産の申立てをした場合、お客様が破産を申し立てられた場合（かかる申立てが、当該申立て後 60 日以内に取下げられなかった場合）、資産を債権者管理に委ねた場合、財産保全管理人、管財人、保管者、又は類似の代理人が任命された場合、又はこれらのものがお客様の資産を占有した場合、又はお客様が通常の事業を停止した場合。さらに、PTC は、次の場合は、この契約を終了させる権利を有するものとする。お客様がこの契約の他の義務又は規定に違反し、当該違反が、PTC からその旨の通知を受領後 30 日間、是正されなかった場合。

**6.3 終了の効果** この契約が終了した場合は、本契約に基づいて付与されたライセンス及びこの契約のすべての他の規定は（第 6.4 条に定める規定を除く）終了するものとし、お客様は、直ちに本ソフトウェア、本件文書、その他 PTC 秘密情報の使用を停止し、直ちに本ソフトウェア、本件文書、その他 PTC 秘密情報を破棄し、それらの電子的なコピーをすべてお客様のシステムから恒久的に削除するものとする。第 11.1 条及び第 12.2 条に別段の明確な規定がある場合を除き、すべてのライセンス料及びサポート料は返金されない。

**6.4 救済** この契約又はライセンスが終了又は満了したとしても、いずれかの当事者が他の可能な救済手段（差止命令による救済含む）を求めることを制限するものではなく、また、かかる終了により、それまでに生じたか、その他お客様が支払うべきすべての料金をお客様が支払う義務を解除するものでもない。この契約の条件で、終了又は満了後も継続することが明白なもの、又はその性質によりそのように継続するものは、この契約の終了又は満了後も存続し、継続して完全に効力を有するものとする。

**7 所有権** 上記第 2.1 条に定めるライセンスの制限を除き、PTC、その供給者、及びライセンサーは、本ソフトウェア、本件文書、及び関連するすべての知的財産権に係る全部の権利、権原及び利益を所有する。

**8 守秘義務** この契約の期間中、及び爾後、お客様は、次のすべてを行うものとする。(i) すべての PTC 秘密情報を秘密とすること。(ii) 本契約で明白に規定した場合を除き、かかる PTC 秘密情報を使用しないこと。(iii) PTC 秘密情報を不正に使用、開示、複製、誤用、又は除去することを禁止するために、相当な措置を実施すること。(iv) かかる PTC 秘密情報を、いかなる第三者に対しても開示しないこと。さらに、お客様は、PTC から事前に書面で同意を得ずに、PTC 秘密情報をコピーしてはならない。お客様が、本契約に基づく PTC 秘密情報の守秘義務、不正な使用又は開示に関する義務に違反した場合は、PTC は、その利益を守るために可能な他の救済手段のすべてに加えて、衡平法上の救済及び差止命令による救済を受ける権利を有するものとする。この契約においては、PTC 秘密情報とは、次の情報をいう。PTC によりお客様に対して開示されたあらゆる情報及び資料で、PTC の事業戦略及び実行、技法、企業秘密、ノウハウ、価格設定、技術、ソフトウェア、本ソフトウェア及び本件文書、製品計画、サービス、顧客リスト、並びに PTC の従業員、顧客、納入業者、コンサルタント、及び関連会社に関する情報を含むが、これらに限定されない。PTC 秘密情報は、次の情報を含まないものとする。(i) お客様がこの契約に違反することなく、公知であるか又は公知となった情報。(ii) 不開示義務を負っていない独立第三者からお客様が受領した情報。(iii) お客様が独自に開発した情報で、PTC が開示した時より前の日付の文書で立証可能なもの。(iv) 政府機関、立法府、又は管轄権を有する裁判所の命令に従って開示を求められた情報。ただし、お客様から PTC に対して、予定された開示について相当な事前の通知が行われることを要するものとし、かつ、開示制限命令を得るために、又は PTC が開示制限命令を得ることを助けるために、お客様が相当な努力を払うことを要する。この開示制限命令とは、開示を防止又は制限するものであり、又はそのように開示された PTC 秘密情報が、法令の要求が行われた目的、又は命令が出された目的のみに使用されることを求めるものである。

## 9 一定の規制事項

**9.1 合衆国政府の権利** 本ソフトウェア及び本件文書は、「商用品目」であり、民間資金のみで開発され、「商用コンピューターソフトウェア」及び「商用コンピューターソフトウェア文書」で構成される。これらの用語は、適用される合衆国調達規則において定義され又は使用される通りである。お客様が合衆国政府又はその機関若しくは省（総称して「政府」という）である場合は、本ソフトウェア及び本件文書は、以下に従って本契約に基づいてライセンスされる。(i) 商用品目としてのみ。(ii) この契約の条件に従って他のすべてのエンドユーザーに付与された権利のみを付して。かつ、お客様は、この契約により又は米国法により命じられる特許許可されない形で、本ソフトウェア又は本件文書を使用、複製、又は開示してはならない。製造者は、121 Seaport Blvd, Boston MA 02210 USA に所在する PTC Inc. である。この契約のいかなる規定も、お客様のために、又はお客様に対して、技術データを作成又は提出することを PTC に求めるものではない。

**9.2 輸出規制** お客様は、カナダ及び合衆国のすべての関係する輸出及び制裁の法令及び命令（「輸出規制法」）を完全に遵守することに同意する。輸出規制法には、関係する地方法規を含む。特に、前記を制限することなく、お客様は、本ソフトウェア及び本件文書並びにそれらの派生物が次のいずれかに確実に該当しないようにしなければならない。(i) 直接又は間接に、輸出規制法に違反して、ダウンロードされ、輸出さ

## 参照用日本語翻訳

れ、又は再輸出される(「見なし輸出」を含む)。(ii) 輸出規制法で禁止されている目的のために使用される。お客様は、次のすべてを表明し、保証する。(i) お客様は、合衆国政府又はカナダ政府の次のリストに記載されていない。規制若しくは排除される団体、特別指定国民、又は封鎖者若しくは拒絶人物のリスト、未証明者リスト、又はお客様が本ソフトウェア及び本件文書を取得させない、若しくはライセンスを受けさせないようにする類似のリスト。(ii) お客様は、本ソフトウェア及び本件文書を取得し、若しくはライセンスを受ける資格を有する。

### 10 サポート

**10.1 サポート** PTC がその単独の裁量により注文を承諾した場合、PTC は、以下のサポートサービスを提供するものとする。この提供は、購入した期間であり(以下「最初のサポート期間」という。)、お客様がすべての適用されるサポート料及び税金を支払った場合、かつ、その支払いを条件として、その他この契約の条件に従って行われる。

a) **アップデート** PTC は、その選択に基づき、本ソフトウェアのアップデート、軽微な変更、改良、並びに本ソフトウェアの修正及び改良の結果として投入された新版を、PTC のウェブサイトからダウンロードすることにより、又は物理的な媒体を出荷することにより、提供するものとする。この提供は、PTC の標準サポートサービス(以下「アップデート」という。)の一部として、その単独の裁量により、一般に提供するものである。アップデートは、PTC が、その単独の裁量により、別に価格設定した品目として提供することを判断する本ソフトウェアの改良、修正、又は新版を含まないものとする。お客様がインストールするアップデート、及び本件文書のアップデートは、本ソフトウェア又は場合により本件文書の一部とみなされるものとし、この契約に定める条件に従ってライセンスされる。

b) **エラー修正** PTC は、商業上相当の努力を行って、PTC が原因となって発生した本ソフトウェアの重大なエラーで、履歴が存在し、再現可能で、検証可能なもの(「エラー」)の訂正を行うものとする。お客様が PTC にエラーの報告を行った場合は、お客様は、PTC が本ソフトウェア、本ソフトウェアがインストールされているハードウェア、及びすべての関連する文書及び記録にアクセスできるようにするものとし、PTC が相当な助力を求めたときは、これを提供するものとする。これには、サンプルの出力、その他エラーを再現するために有効な診断情報を含むが、これらに限定されない。すべてのサービスは、PTC が選定した職員により、PTC の通常の業務時間中に提供されるものとする。

c) **電話サポート** PTC は、本ソフトウェアの使用、操作、及び適用に関して、英語で相談を提供し、問題の診断を試みるものとする(「電話相談サポート」)。PTC は、[ptc.com](http://ptc.com) に公開されている PTC サポートサービス契約条件の中に文書化されている標準の PTC support 内容の例外に基づいて PTC MKS Toolkit 製品群のテクニカルサポートを提供する。

**10.2 更新及び終了** 最初のサポート期間が満了した場合において、PTC が、本契約に定める条件で本ソフトウェアのサポートの提供を継続し、お客様が当該保守に適用される保守料及び税金を支払った場合、お客様は、さらに 1 年の期間ごとに保守の延長を行うことができる(それぞれを、以下「更新サポート期間」という。)。各更新サポート期間に関し、お客様は、購入した本ソフトウェアのライセンスの合計数について、サポート料を支払う必要がある。PTC は、本ソフトウェアのいくつかがサポート作業中で、他の本ソフトウェアはサポート作業中ではない場合、本ソフトウェアのいずれに対してもサポートを提供する義務を負わないものとする。お客様が購入した本ソフトウェアライセンスの一部のみについてサポートを更新することは、お客様がサポートを更新しない本ソフトウェアライセンスを終了させ、当該ソフトウェアライセンスの使用をすべて停止しない

限り、禁止される。お客様がサポートを打ち切り、将来においてサポートを復活させることを希望した場合、お客様は、PTC の最新のサポート料にアップデート料を加えて支払いを行うものとする。アップデート料は、本ソフトウェアの最新ライセンス料及びサポートが有効でなかった期間に基づいて、PTC の単独の裁量により、決定されるものとする。

**10.3 資格条件その他の必要条件** お客様は、そのサイトにおいて、すべての機器、電話線、通信用インタフェース、その他ハードウェアを入手し、インストールし、サポートを行うことについて責任を負うものとする。これらのものは、本ソフトウェアを操作し、PTC が本契約に定めたサポートサービスを実施することを可能にするために必要なものである。

**10.4 除外** サポートは、電話及び電子的なサポートのみに限定される。PTC は、本ソフトウェア又はアップデートのインストールについて、これらのサポート条項に基づいていかなる責任も負わないものとする。お客様が現場でのサポートサービス又はインストールサービスを必要とした場合は、かかるサービスは、PTC の裁量により、PTC から提供を受けることができる。この提供は、PTC の最新の専門家サービス通常料金で、PTC の標準サービス条件に従うものとする。

いかなる場合も、PTC は、次のいずれかから生ずる問題に関して、サポートサービスを提供することを求められないものとする。(i) お客様が、最新又は直前のバージョンの本ソフトウェアに対して、すべての入手可能なアップデートを適用しなかった場合、(ii) お客様のオペレーティング・システム又は動作環境に変更を加えたことにより、本ソフトウェアに悪影響を及ぼした場合、(iii) PTC 以外の当事者により、本ソフトウェアに変更又は追加が行われた場合、(iv) 本ソフトウェアの事故、過失、又は誤用による場合、(v) PTC により供給されたのではない他のソフトウェア製品による場合、(vi) 本ソフトウェアがライセンスされたコンピューターシステム、オペレーティング・システム、ソフトウェア、又は周辺装置以外のコンピューターシステム、オペレーティング・システム、ソフトウェア、又は周辺装置での本ソフトウェアの使用による場合、(vii) 問題解決に関して PTC が推奨した解決方法をお客様が実施しなかった場合、(viii) すでに契約が終了しているサポートの有効化に関する問題による場合。PTC は、本ソフトウェアの現行制作リリース又はバージョン、及び直前のリリース又はバージョンに対してサポートを提供する義務を負うのみとする。

**10.1 一般規定** PTC が特定のソフトウェアについてサポートを提供する義務は、お客様がこの契約に基づくすべての義務を遵守していることを条件とする。サポートについて本契約の本第 10 条に従って PTC に支払われたすべての料金は、返金されない。

### 11 保証

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される本ソフトウェアの本第 11 条の修正規定については、スケジュール A を参照。

**11.1 保証** PTC は、次のすべてを保証する。(i) この契約に基づいて引き渡された物理的なディスク、CD-ROM、その他媒体がある場合は、通常の使用において材質及び製造上の欠陥がない。(ii) 本ソフトウェアは、保証期間中、本件文書に十分合致している。この保証に違反した場合は、この第 11 条に基づく PTC の唯一の責任及び全補償義務、及び本契約に基づくお客様の唯一かつ排他的な救済手段は、PTC の選択に基づき、次のいずれかである。(1) 欠陥のあるディスク、CD-ROM、その他媒体を修理若しくは交換すること、又は本件文書に十分合致しない本ソフトウェアの一部を修理若しくは交換すること。(2) ライセンスが永久ライセンスである場合、及びサブスクリプションライセンスである場合、既に支払われているライセンス料をお客様に返金す

ること。ただし、PTC は、お客様が保証期間の満了後 10 日以内に、当該問題について書面で PTC に通知しなかった場合は、前記のいずれであれ、これを履行するいかなる義務も負わないものとする。この保証は、本ソフトウェアが提供された媒体が、誤用、過失、事故の対象となり、又は本本文書で指定された条件を超える環境条件にさらされた場合は、適用しない。

**11.2 担保責任の排除** 第 11.1 条に規定された明白な保証を除き、本ソフトウェア、本本文書、ディスク、CD-ROM、その他媒体は、「現状のまま」で提供される。PTC は、すべての他の保証又は条件を、明示か黙黙かを問わず、明確に排除し、除外する。また、以下を含むが、これらに限定されない。表明若しくは説明、商品性、特定目的への適合性、権原、権利非侵害、若しくは品質条件への合致、又は法律、制定法、取引上の慣習、取引の経過、極度に危険な活動への適合性によって生ずる保証。PTC は、本本文書、サポートサービス、及び第三者ソフトウェアに関して、明示か黙黙かを問わず、いかなる保証も行わない。本ソフトウェアの結果及び性能に関する全リスクは、お客様が負うものとする。特に、PTC は、PTC から事前に書面で同意を得ずに、お客様により、又はお客様のために修正が加えられた本ソフトウェアの一部については、いかなる責任も負わないものとする。お客様は、目的とする結果を得るために本ソフトウェアを選択したこと、並びに本ソフトウェアをインストールし、使用したこと、及び得られた結果について責任を負う。PTC は、次のことについては保証しない。本ソフトウェアがお客様の要求条件に適合すること、動作が中断せず、若しくはエラーがないこと、又は本ソフトウェアのエラー若しくは欠陥が訂正されること。

お客様は、これらの除外規定が適用されない一定の制定法上の権利を有する。ただし、制定法上要求される保証期間があった場合は、法律で許容される限りにおいて最大限に、第 11.1 条に定める保証期間に限定されるものとする。さらに、いかなる場合も、法律により与えられる保証がある場合は、それらが制定法により適用を要求されない限り、契約により除外が規定されていたとしても、かかる保証は適用されない。PTC のいかなる販売店、代理人、又は従業員も、この限定保証に修正、延長、又は追加を行う権限を付与されるものではない。

**11.3 セキュリティ/極度に危険な活動** 本ソフトウェアは、セキュリティ装置として使用される設計、製造、又は意図がされていない。お客様は、そのネットワーク及びコンピューターシステムにとって必要かつ適切なすべてのセキュリティ要件を決定することについて責任を負う。さらに、本ソフトウェアは、次のような環境で使用される設計、製造、又は意図がされていない。すなわち、本ソフトウェアの故障が死亡、負傷、又は重大な物理的若しくは環境上の損害につながるような環境である。例えば、原子力施設、航空機のナビゲーションシステム若しくは通信システム、航空交通管制、直接生命維持装置、若しくは兵器システムの設計又は操作においてであり、又はフェイル・セーフの動作を必要とする危険な環境における機器のオンライン制御においてである（「極度に危険な活動」）。PTC、そのライセンサー、及び供給者は、極度に危険な活動への適合性の担保責任（明示か黙黙かを問わない）を明確に排除する。お客様は、かかる目的のために本ソフトウェアを使用又は再販しないことを PTC に対して表明し、保証する。

## 12 権利侵害補償

**12.1 権利侵害請求に係る補償** お客様は、次のように主張する第三者異議がお客様に対して提起される恐れがあるか又は係属中である場合は、速やかに書面で PTC に通知するものとする。すなわち、お客様による本ソフトウェアの通常の操作、占有、及び使用が、発効日に発行された有効なカナダ若しくは合衆国の特許又はカナダ若しくは合衆国

の著作権を侵害したか、又はカナダの企業秘密若しくは合衆国の企業秘密の誤用若しくは不正目的使用になる、との主張である（それぞれ「権利侵害請求」）。以下の第 12.2 条及び第 13 条に従って、ただし、お客様がこの契約に基づく義務を遵守した場合は、PTC は、自己の経費で、いかなる権利侵害請求に対してもお客様に損失補償し、弁護を行い、次のすべてを支払うものとする。(a) お客様を弁護するために PTC が依頼した弁護士の相当な費用。(b) かかる権利侵害請求において、お客様に対する確定判決により負担した費用及び損害賠償金。(c) かかる権利侵害請求の清算において、PTC が支払うことに同意した金額（もしあれば）。PTC の前記の義務は、次のすべてに従い、かつ、それらを条件とする。(i) かかる権利侵害請求の弁護、交渉、及び清算を、PTC が単独でコントロールすること。(ii) 当該弁護において、お客様が協力すること。この協力には、以下を含むが、これらに限定されない。かかる権利侵害請求に関してお客様が占有又は管理しているすべての文書及び情報を PTC に提供すること。

**12.2 差止命令** お客様の本ソフトウェア使用に対して本案的差止命令が下された場合は、PTC は、自己の経費で、次のいずれかを行うものとする（又は、随時、本案的差止命令が下される前に、PTC は、自己の選択に基づき、次のいずれかを行うことができる）。(a) 権利を侵害したと申し立てられた本ソフトウェアを継続して使用する権利をお客様のために取得すること。(b) 権利を侵害したと申し立てられた本ソフトウェアを交換又は修正し、これを使用することが権利侵害にならないようにすること。このとき、同じ主要機能を実行することが相当に可能であるものとする。前記にかかわらず、PTC が、その単独の裁量により、かかる選択のいずれも相当に可能ではないと判断した場合、PTC は、自己の選択に基づき、問題となっている本ソフトウェアに関するこの契約を終了させることができるものとし、次のすべてを返金する。(i) 権利を侵害した本ソフトウェアについてお客様が支払ったライセンス料の比例分（権利を侵害した本ソフトウェアをお客様に引き渡した日から 5 年の期間の定額法で償却後）。(ii) 権利を侵害した本ソフトウェアについて支払い済みのサポート料の比例分。この比例分は、最新のサポート期間の残余期間に基づくものとする。

**12.3 除外** この契約に逆の文言があったとしても、権利侵害請求の全部若しくは一部が次のいずれかに基づいているか、又は次のいずれかから生じた場合には、PTC は、この契約に基づいてお客様に対していかなる法的責任又は補償義務も負わないものとする。(a) お客様が、本ソフトウェアの最新ではないバージョンを使用した場合において、本ソフトウェアのより新しいバージョンを使用していれば当該権利侵害請求に係るお客様の補償義務を回避することができたとき。(b) 本ソフトウェアを第三者のソフトウェア、機器、材料、又は製品と組み合わせ、又はそれらとともに操作若しくは使用した場合において、かかる組み合わせ、操作、又は使用をしていなければ当該権利侵害請求に係るお客様の補償義務を回避することができたとき。(c) PTC 以外の者が行った本ソフトウェアの修正、調整、又は修理。(d) PTC がお客様に供給した欠陥修正又はパッチをお客様が使用しなかった場合。(e) お客様が PTC に提供した設計、計画、又は仕様書に従った場合。(f) お客様に費用を負担させずに PTC が提供した、権利を侵害しないバージョンの本ソフトウェアを、お客様がインストールし使用することを拒否した場合において、かかる権利を侵害しないバージョンが実質的に同一の機能を発揮するものであるとき。

**12.4 唯一の救済手段** この第 12 条は、PTC の唯一かつ排他的な義務及びお客様の唯一かつ排他的な救済手段であるものとする。これらは、本ソフトウェア、その一部、又はお客様によるそれらの使用に関連した、権利侵害請求又は申し立てられた若しくは実際の権利侵害、誤用、不正目的使用、その他第三者の財産権の侵害に関してである。



## 参照用日本語翻訳

13. **補償義務の限定** 第12条に基づくPTCの補償義務を除き、この契約、その終了、又はそれらに基づく本ソフトウェア及び本件文書のライセンス、並びにサポートの提供から生じ、又はそれらに関連するPTCの責任の総額は、この契約に基づいてお客様に提供された本ソフトウェア又はサポートについてお客様がPTCに支払った金額に限定されるものとする。いかなる場合も、PTC又はそのライセンサーは、データの喪失、データの損傷、所得喪失、機会損失、失われた収益、復旧コスト、又は代替品の費用について補償義務を負わないものとする。いかなる場合も、PTC又はそのライセンサーは、間接的損害、特別損害、派生的損害、付随的損害、複合損害、懲罰的損害賠償、又は類似的損害についてお客様又は他の団体に対して補償義務を負わないものとする。これは原因と責任理論の如何を問わず、契約違反によるか、過失その他によるかを問わず、PTCがかかる損害の可能性について知らされていたかどうかを問わない。これらの限定は、本契約に定める限定された救済の本来の目的が果たされなかった場合でも、適用する。PTC及びそのライセンサーの補償義務の限定は、重複的なものであり、すべてのPTCの支出は、制限を満たすことを判断するために合計される。

この第13条の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される本ソフトウェアの本第13条の修正規定については、スケジュールAを参照。

14. **損失補償** お客様は、お客様又はサービスプロバイダーが行った次に掲げることのいずれかから生じ、又はそれらに関するあらゆる損失、損害、費用、及び経費(相当な弁護士費用を含む)について、PTC、及びその被合併会社、承継会社、親会社、子会社、関連会社、役員、取締役、及び従業員に対して補償し、損害を与えないようにするものとする。(i) 本ソフトウェア又は本件文書の不適正又は不法な使用。(ii) PTC 秘密情報の開示。(iii) お客様又は第三者が本ソフトウェア又は本件文書に加えた許可されていない修理、調整、修正、又は変更。(iv) 権利を侵害しないバージョンの本ソフトウェアをインストールし、使用することの拒否。(v) 極度に危険な活動に関連した本ソフトウェア又は本件文書の使用。PTCは、かかる請求があった場合に、お客様の単独の費用と経費で、PTCが選任した弁護士とともに弁護に参加する権利を有するものとする。ただし、義務ではない。

## 15. 一般規定

15.1 **締結されたソフトウェアライセンス契約** 本ソフトウェア及び本件文書は、調印済みのソフトウェアライセンス契約書(「調印済みソフトウェアライセンス契約」)に基づいてライセンスされる。調印済みソフトウェアライセンス契約に基づいてお客様が本ソフトウェアのライセンスを受けた場合は、かかる調印済みソフトウェアライセンス契約の条件がお客様による本ソフトウェア及び本件文書のインストール及び使用にもつぱら適用される。すべての他の場合において、この契約の条件が、お客様による本ソフトウェア及び本件文書のインストール及び使用に適用される。

15.2 **準拠法及び法廷地** スケジュールAに別途規定されない限り、本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、法の抵触の原則を参照することなく(特に、統一コンピューター情報取扱法を排除します)、マサチューセッツ州法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、各当事者はここに、国連の国際物品売買条約の適用を明示的に排除します。本契約に基づき、本契約から又は何らかの方法で本契約に関連して生じたすべての紛争は、他のいかなる裁判所又は管轄でもなく、マサチューセッツ州にある州裁判所又は連邦裁判所で専属的に争われるものとし、前述又は別段の内容にもかかわらず、PTCは、知的財産権を執行し、及び/又は秘密扱い

の情報を保護するために、任意の適格な管轄裁判所で請求を提起する権利を有するものとし、お客様は、マサチューセッツ州にある州裁判所及び連邦裁判所がその人物に対する人的管轄権を有することを約定し、またお客様は、本契約により、撤回することなく(i)これらの裁判所の人的管轄に服し、(ii)それらの裁判所で開始された一切の訴訟に関連する送達、訴訟手続及び通知に同意します。当事者は、当該訴訟又は訴訟手続における最終判決が確定的で、拘束力を有するものであり、他の管轄でも執行可能であることに合意します。各当事者は、本契約から生じたいかなる紛争に関しても陪審審理に対する権利を放棄します

15.3 **拘束力のない注文書** お客様は、次のことに同意する。お客様が提出した注文書は、管理事務の目的のためのみであり、かかる注文書に記載されている規定で、この契約の条件と異なり、又はこの契約の条件に追加される規定は、発注された価格及び数量を除き、署名されて返送されたとしても、PTCを拘束しないものとする。ただし、お客様とPTCの両方が、かかる注文書とは別に、かかる別の追加条件により拘束されることに書面で明白に合意した場合は、この限りでない。

15.4 **公表** 適用法により要求される場合を除き、いずれの当事者も、この契約の条件を開示してはならないものとし、また、他方当事者から事前に書面で同意を得ずに、本契約の主題に関連して、新聞発表をしてはならない。ただし、この同意は、不当に保留してはならない。前記にかかわらず、PTCは、そのウェブサイト、会社の発表、顧客リスト、その他PTCの販促資料において、貴社をPTCの顧客として示すことが許可されるものとし、各当事者は、この契約の条件を以下に関して開示する限定された権利を有するものとする。(i) それぞれの正規の財務、税務、及び法律の顧問に対して。ただし、しかるべき守秘義務を条件とすることを要する。(ii) 合衆国又はカナダにおける公開会社の開示義務に従うため。

15.5 **譲渡の禁止** この契約並びに本契約で付与された本ソフトウェア及び本件文書を使用するライセンスは、PTCから事前に書面で承認を得ずに、権利譲渡、承継、法律の適用その他により第三者に対して譲渡してはならない。この承認は、PTCの単独の裁量により保留することができる。

15.6 **有効性及び見出し** この契約の規定のいずれかが、管轄権を有する裁判所により法的拘束力がなく、違法であり、又は執行不能とみなされた場合、かかる規定は、法律が最大限に許容する範囲で執行されるものとし、本契約の残りの条項の有効性、適法性及び強制執行可能性は影響を受けることがなく、法的効力が阻害されることもないものとする。この契約の見出しは、便宜のためにのみ書き加えられたものであり、この契約の一部を構成するものではなく、本契約の条件のいずれかを変更又は制限するものではない。

15.7 **完全合意** この契約は、本契約の主題に関するPTCとお客様との間の唯一かつ完全な合意であり、従前の合意、了解、表明、協議、又は交渉(口頭であるか書面であるかを問わない)に優先し、これらを終了させるものである。ただし、該当する調印済みソフトウェアライセンス契約を除く。お客様は、この契約を締結するときに、書面によるこの契約の条件により明白に規定されている場合を除き、本契約の主題に関するいかなる陳述、表明、又は保証にも依拠していないことを確認する。

15.8 **修正** この契約は、PTCとお客様のそれぞれの権限を付与された代理人が署名した書面による修正である場合を除き、修正することができない。

15.9 **権利不放弃** この契約の条件は、PTC及びお客様が署名した

## 参照用日本語翻訳

書面による場合のみ、修正、放棄、又は変更することができる。本契約の当事者のいずれかが、他方当事者により履行される誓約、条件、又は合意を権利放棄したとしても、それ以後の違反又は本契約に含まれる誓約、条件、若しくは合意の権利放棄とは解釈されないものとする(規定が類似であるかどうかを問わない)。本契約の当事者のいずれかが、この契約の条件のいずれかに関して、他方当事者により遵守違反又は不履行があったときに、権利又は権限を行使するにあたって遅滞又は不作為があったとしても、かかる権利又は権限を損なうものではなく、又はそれらの権利放棄と解釈されないものとする。

**15.10 言語** 両当事者は、この契約及び本契約により意図されるすべての文書が英語で作成されることを要求した。お客様は、本ソフトウェアがライセンスされる国の法律に基づいてお客様が有する権利(この契約書を他の言語で記述させる権利)を放棄する。

**15.11 税金** お客様は、以下を支払うことに(及び PTC が支払いを求められた場合において、要請により、PTC に返済することに)同意する。売上税、使用税、付加価値税、源泉徴収税、消費税、その他税金(PTC の純利益に対する税金を除く)、その他、お客様による本ソフトウェアの使用又はライセンスに対して、政府当局により徴収又は賦課されるあらゆる種類の納付金又は賦課金。

**15.12 重複的救済** 本契約で明確に規定した場合を除き、すべての権利及び救済は、この契約により付与されるか、他の法的文書により付与されるか、又は法律により付与されるかを問わず、重複的であるものとし、別々に又は同時に行使することができる。

**15.13 不可抗力** いずれの当事者も、この契約に基づく義務の不履行又は履行遅延があったとしても、次の事由による場合は、補償義務を

負わないものとする。すなわち、当事者の合理的な支配を超えた事由で、以下を含む。戦争行為、天災、パンデミック、エピソード、地震、洪水、出入港禁止、暴動、サボタージュ、労働力不足、紛争、政府行為、又はインターネットの故障(ライセンサーの作為又は不作為の結果として生じたのではないもの)。ただし、遅延当事者は、(a) 他方当事者に対して、かかる事由について速やかに通知を行うものとし、(b) 商業上相当の努力を行って、速やかに当該不履行又は履行遅延を是正するものとする。

**15.14 通知** 本契約に基づいて送付することが求められる通知は、すべて、書面によるものとし、次の場合に行われたとみなされるものとする。手交により受領されたとき、又は翌日配達若しくは 2 営業日配達の家配便、又は第 1 種郵便(受領証の返送を要する)で送付されたとき、又はファクシミリによる送信(送信及び受信の確認を書面で行うことを要する)。いずれも、かかる通知その他連絡が与えられるべき当事者に対して送付されるものとする。

**15.15 政府ライセンス** お客様が米国政府の事業体である場合、お客様は、本ソフトウェアが適用される連邦取得規則に基づく「商業コンピューターソフトウェア」であり、その他本契約に別途に記載の商業ライセンスの権利及び制限をもって提供されることに同意する。お客様が米国政府の契約に基づき本ソフトウェアを取得している場合、お客様は、お客様が FAR 又はその他の連邦機関の他の同様の規則に基づき PTC の財産権を保護するため、本ソフトウェアにすべての必要且つ該当する制限付権利の説明を含めることに同意する。お客様は、本ソフトウェアが政府の契約に基づく引渡品である、又はそうみなされる場合は、当該説明を常に含めることに同意する。



## スケジュール A-オーストリア、ドイツ、スイスの特別規定

オーストリア、ドイツ又はスイスで許諾され、使用される本ソフトウェアには、以下の規定が適用されます。以下の規定がオーストリア、ドイツ又はスイス以外の地域で購入された本ソフトウェア又は本サービスに適用されることは一切ありません。以下に記載している条項は、本契約の本文内の該当条項を指します。

- 上記の第3項の (i) は、以下の場合においては適用されません。(i) お客様の進めるプロセスが、その他ソフトウェアプログラムと、独自に作成されたコンピュータプログラムとの相互運用の際に必須とされる情報取得に必要であり、(ii) ドイツ著作権法の 69e 項の追加要求事項を満たしており、(iii) お客様の書面による要求に対して、PTC が合理的期間内に当該情報の取得ができなかった場合。
- 第11条（保証）は、ここにより以下の規定に置き換えられます。

**11.1 保証期間、再始動、検査義務** 保証申し立ての制限期間は、出荷から12ヶ月とします。本ソフトウェアの交換及び/又はエラー修正により当該保証期間が再始動することはありません。お客様が保証申し立て（Mängelansprüche）を行う際に必要となる事前条件は、(i) お客様がドイツ商法第377条に従い本ソフトウェアを検査し、(ii) 当該不具合が本契約において定義されたエラーであり、(iii) 当該エラーが出荷時において既に存在したものであり、(iv) 当該エラーに関して適切な通知をお客様が行うこととします。お客様は、エラーの通知を PTC に対し書面にて行わなければならない、PTC が個々の状況において合理的に要求するエラーの特定詳細を提供しなければなりません。お客様は、明らかなエラーについては出荷から1週間以内に、潜在的なエラーについては、当該エラーの発見から1週間以内に PTC に通知する義務があります。当該特定期間は、除外期間とします。

**11.2 保証の例外** PTC は、(i) 評価用、「トライアル」用又は「エクスプレス」の本ライセンス、(ii) ニューリリース版、(iii) PTC によるトレーニング・サービスの引渡しの過程でお客様に提供されるコンピューターソフトウェア、(iv) 指定若しくは企図されていないアプリケーション又は環境での本ソフトウェアの使用に帰する各種エラー、(v) 本ソフトウェアの何らかの修正又はカスタマイズに帰する各種エラー、(vi) 無償でお客様に提供された本ソフトウェア

**11.3 救済措置** エラー発生の際には、PTC はその独自の裁量により (a) 本ソフトウェアを交換又は (b) 当該エラーを修正します。但し、上記第11.1項に規定された期間内に PTC が当該エラーに関する通知を受け取ること及びお客様が当該エラーに関して PTC が合理的に要求する追加情報を PTC に提供することを条件とします。仮にエラー修正（バグ修正、ワークアラウンド又はその他の提供いづれかにより）又は製品交換が成功しない場合（同エラーに対し、合理的な期間内で少なくとも2回以上 PTC が修正を試みた場合）、お客様は、以下の2つの選択肢の内1つを選ぶ権利が与えられることとなります。(i) 関連する注文を解除すること。当該解除により PTC は、該当する本ソフトウェア及びそれについてなされたコピーの返還時に、お客様が PTC に支払ったライセンス料金を返還します。又は (ii) 購入価格への合理的減額を行うこと。交換又は修正は、法律上の義務承認を受けることなく行われ、それにより本ソフトウェアに関連する保証申し立ての制限期間が一時中断することはありません。

**11.4 追加保証の不存在** PTC 又はその再販業者若しくは販売代理店のいかなる従業員、パートナー、販売員（再販業者を含みます）又は代理人も、本契約に含まれるものより広範な又は異なる表明、保証又は約束を与える権限を与えられておりません。但し、お客様を代表して授権された役員と PTC を代表してその弁護士又は法人コントローラーにより署名された書面契約に特別に定めのある場合を除きます。第13条に規定の、責任の制限に基づいてなされたエラーに対する損害賠償請求は除き、本第11条において規定される義務が、保証申し立てに関する PTC の唯一の責任義務とします。

**11.5 お客様責任** 本ソフトウェアは、訓練を受けた専門家により使用されることを意図されており、お客様が実施する専門的な判断、テスト、安全性及び有用性の代わりとなるものではありません。お客様は、本ソフトウェアを使用することにより取得したすべての結果（本ソフトウェアを使用して設計された品目の信頼性と正確性についての独立のテストの妥当性を含みます）について単独で責任を負います。

**11.6 品質(Beschaffenheit)、保証** PTC の発行物又はその営業担当により提示された本ソフトウェアの品質、特にその広告、図面、カタログ又はその他の文書（インターネットにおける表明、本ソフトウェアのパッケージ及びラベル、商習慣的なものも含みます）は、当該品質が書面の提示書又は注文確認書に明確に含まれている場合のみ、本ソフトウェアの契約上の品質としてみなされます。品質に関する保証は特に、以下の条件がすべて当てはまる場合にのみ PTC を拘束します。(i) による提示書又は注文確認書で、(ii) 明確に、「保証」又は「状態保証」(Beschaffenhitsgarantie)と規定されており、(iii) 当該保証により生じる PTC の義務が明確に規定されている場合。

- 第13条は、ここにより以下の規定に置き換えられるものとします。

## 13. 責任の制限

**13.1 責任分類** PTC は、法的根拠の有無に関わらず、以下の場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。(i) PTC が実質的な法律義務（主要義務）への違反を過失的に（すなわち、少なくともその怠慢により）違反した場合、又は (ii) 損害が PTC 側による重大な過失又は意

## 参照用日本語翻訳

図的になされた場合、又は (iii) PTC がその保証を認めた場合。

13.2 予想可能範囲 PTC の責任範囲は、以下の典型的な、予想可能な損害に限られます。(i) PTC が実質的な法律義務（主要義務）を軽過失により違反した場合、又は (ii) PTC の役員又は幹部ではない、従業員又はその代理人が重大な過失によりその他義務を違反した場合、又は (iii) PTC がその保証（状態保証（Beschaffheitsgarantie）と明確に規定された保証ではないものとします）を認めた場合。

13.3 保証最高額 第 13.2 項 (i) 及び (ii) の場合における PTC の責任範囲は、ユーロ 1,000,000 を最高額として限定し、又は単に財務上の損失に対しては、その最高額をユーロ 100,000 とします。

13.4 間接損害 第 13.2 項に関し PTC は、間接損害、結果的損害又は利益損失に対する責任を負わないものとします。

13.5 責任期間 お客様による PTC 及び／又は PTC の関連会社への、損失に対する申し立ては、法的根拠の有無に関わらず、お客様が当該損害を認識してから 1 年が経過すると失効し、又は当該認識の有無にかかわらず、遅くとも損失事象が発生した 2 年後にはその効力を失うものとします。本ソフトウェアのエラーに対する申し立ては、第 11.1 項の保証の制限期間が適用されます。

13.6 強制責任 ドイツ製品責任法(Produkthaftungsgesetz)に従った、以下の事項に関する PTC の責任は、何ら影響を受けないものとします。生命、身体、健康への被害、欠陥の不正隠蔽又は状態保証（Beschaffheitsgarantie）の認定に関して。

13.7 従業員 第 13.1 項から第 13.6 項は、PTC 及び／又は PTC の関連会社の従業員又は代理人に対するお客様からの損害の申し立てにも適用されるものとします。

13.8 寄与過失 PTC に対する保証又は責任の申し立ての際、お客様の寄与過失、特に、不適切な過失通知又は不適切なデータ保有はしかるべく考慮されるものとします。不適切なデータ保有とされるのは、特にお客様が、外部からの影響（例えば、コンピュータウイルスや個々のデータ又はすべてのデータを危険にさらす恐れのあるその他現象）に対する最先端の適切な、安全対策の予防措置を取らなかった場合をいいます。

---

スケジュール B-定義を一致するための PTC MKS Toolkit 製品名 (2014 年 1 月現在。変更することがある)

PTC MKS Toolkit for Enterprise Developers (32 and 64 bit editions) は以下が含まれる:

- 
- PTC MKS Toolkit Commands and Utilities
  - Communication Suite – multiple concurrent connections.
  - SDK
  - PTC NuTCRACKER COE for use with PTC MKS Toolkit Commands and Utilities or a ported application on the same machine as the SDK and one other machine for testing.
  - PTC X/Server.
- 

PTC MKS Toolkit for Professional Developers は以下が含まれる:

- 
- PTC MKS Toolkit Commands and Utilities
  - Communication Suite – multiple concurrent connections.
  - SDK
  - PTC NuTCRACKER COE for use with PTC MKS Toolkit Commands and Utilities, or a ported application on the same machine as the SDK and one other machine for testing.
- 

PTC MKS Toolkit for Interoperability は以下が含まれる:

- 
- PTC MKS Toolkit Commands and Utilities
  - Communication Suite – multiple concurrent connections.
  - PTC NuTCRACKER COE for use with PTC MKS Toolkit Commands and Utilities and not as a runtime for customer ported applications.
  - PTC X/Server.
- 

PTC MKS Toolkit for Developers は以下が含まれる:

- 
- PTC MKS Toolkit Commands and Utilities
  - Communication Suite – single connection.
  - PTC NuTCRACKER COE for use with PTC MKS Toolkit Commands and Utilities and not as a runtime for customer ported applications.
- 

PTC NuTCRCKER Platform は以下が含まれる (注文書類に特定されるとおり):

- 
- PTC NuTCRACKER SOE 又は COE
  - Optionally Commands and Utilities for use by the ported Application.
  - Optionally Connectivity Suite – either single or multiple concurrent connections.
  - Optionally the SDK
  - Optionally the PTC X/Server or PTC X/Display Agent.